

引っ越しのときはお忘れなく!

## 区役所での手続き一覧

住所が変わると、下表のような手続きが必要になります。□は、手続きの際に必要なものです。このほかにも、手続きや書類が必要となる場合がありますので、ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。

厚別区役所 ☎895-2400

項目	転出(厚別区から市外へ)	転入(市外から厚別区へ)	札幌市内・厚別区での転居	担当課・窓口
住民登録 (住民票の異動)	引っ越しの前に、転出先の住所を確認して転出届を提出。 ⇒厚別区で転出証明書を発行します。 届け出人を確認できるもの(免許証、保険証など)	転入後14日以内に住民異動届(転入届)を提出。 転出証明書、届け出人を確認できるもの(免許証、保険証など) ※新住所は、○番○号、または○番地○(枝番)まで、マンション等の場合は名称、部屋番号まで確認の上、届け出をしてください。	新住所地の区役所で、転居後14日以内に住民異動届(転入・転居届)を提出。 届け出人を確認できるもの(免許証、保険証など)	戸籍住民課 1階⑤⑥番窓口
印鑑登録	印鑑登録証の返還。 ⇒登録は、転出届により自動的に廃止となります。 印鑑登録証	必要な方は、新規登録申請。 登録する印鑑、本人を確認できるもの(事前に係までお問い合わせください。)	{住民異動届により自動的に住所が変更されます。}	
転校 (小・中学校)	{今までの学校から在学証明書と教科書給与証明書ももらい、引越し先の市町村で手続き。}	前の学校が発行した在学証明書を、住民異動届と一緒に提出。 ⇒入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校で手続きをしてください。 在学証明書		
国民健康保険	引っ越し前に脱退の届け出。 保険証の返還。 保険証、届け出人の印鑑	加入される方は、転入後14日以内に加入手続き。 届け出人の印鑑	新住所地の区役所で、転居後14日以内に住所変更の届け出。 保険証、届け出人の印鑑	保険年金課 1階⑨番窓口
国民年金	加入者	区役所へは、第1号被保険者(自営業、学生など)と任意加入者の方の届け出が必要です。第3号被保険者(厚生年金・共済年金の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)の方は、ご本人が配偶者の事業主を経由して社会保険事務所に届け出ることになります。		保険年金課 1階⑩番窓口
	受給者	年金の種類によって手続きが異なります。詳細は新さっぽろ社会保険事務所☎892-9310か保険年金課へ。		
介護保険	引越し前に資格喪失手続き、保険証または資格者証の返還。 {認定を受けている方は、受給資格証明書の交付を受けてください。} 保険証または資格者証	加入手続き。 {65歳以上の方、前住所地で介護の認定を受けていた方、新たに認定申請される方。} 受給資格証明書	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。保険証または資格者証の差し替え。 保険証または資格者証	保険年金課 1階⑨番窓口
	受給資格	介護保険認定申請中の場合は、受給資格証明書を発行します。	{住民異動届により自動的に住所が変更されます。}	保健福祉サービス課 1階⑫番窓口
	負担額減額	認定証などの返還。 認定証など	新たに申請手続きが必要。	新住所地の区役所で、転居後14日以内に住所変更の届け出。 認定書など
児童手当	引っ越し前に、受給事由消滅届の提出。 転出証明書	新たに認定の手続き。 所得証明、健康保険証、請求者の銀行口座を確認できるもの	{住民異動届により自動的に住所が変更されます。}	保健福祉サービス課 2階⑧番窓口
児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更の届け出(道外転出のみ)。 手当証書など {道内への転出は新住所地で住所変更の届け出が必要。}	住所変更の届け出。 手当証書など	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。 手当証書など	
各種医療費の助成 (乳幼児・老人・ 重度心身障害 ・母子家庭等)	転出前に受給者証の返還。 受給者証	新たに申請手続き。 所得証明、健康保険証、身体障害者手帳など {詳細は係までお問い合わせください。}	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。 受給者証	保健福祉サービス課 2階⑨番窓口
身体障害者手帳 療育手帳	福祉乗車証などの返還。 {新住所地で住所変更の届け出が必要。} 福祉乗車証など	住所変更の届け出。 手帳、届け出人の印鑑	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。 手帳	保健福祉サービス課 1階⑬番窓口
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の届け出。 {新住所地で住所変更の届け出が必要。} 届け出人の印鑑	住所変更の届け出。 届け出人の印鑑、世帯全員の住民票、身体障害者手帳など	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。 届け出人の印鑑、世帯全員の住民票、身体障害者手帳など	
敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還。 敬老手帳	新たに申請手続き。 保険証など生年月日を確認できるもの	{手帳には新住所の記入を。}	保健福祉サービス課 1階⑭番窓口
敬老バス (70歳以上の方)	敬老バスの返還。 敬老バス	住民異動届提出後、案内通知を送付します。	{そのまま利用できます。}	
固定資産税	土地、家屋などの資産が所在する市区町村で、住所変更の届け出(電話・はがきでも可能です)。			
軽自動車税	原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	廃車届の提出。 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	{住民異動届により自動的に住所が変更されます。}	課税課 2階⑬番窓口
	軽自動車	軽自動車……………新住所地の軽自動車協会で行う手続き。		
	二輪車	軽二輪車(125cc超250cc以下)…………… 小型二輪(250cc超)……………新住所地の運輸支局で行う手続き		

水道に関する手続きは、水道局電話受付センター(☎211-7770 FAX 211-7777)までお問い合わせください。